

日本で生活するときには、各種の行政手続き（住民登録、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、印鑑登録、国民健康保険、税金など）が必要になります。これらは、主に居住している市区町村役所で受け付けています。これらの手続きをすると各種の交付を受けることができます。

■住居地の（変更）届出

住居地の届出をすると、日本人と同様に、外国人住民の方についても住民票が作成されます。

・新たに来日された方
出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、市区町村役所の窓口でその住居地を届け出てください。
（注）パスポートに「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方は、パスポートを持参してください。

・引越しをされた方
中長期在留者の方が、住居地を変更した時は、移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村役所の窓口でその住居地を届け出てください。

■マイナンバー制度

住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）には、日本人と同様にマイナンバーと呼ばれる12桁の個人番号が市町村から通知されます。この個人番号は、社会保障や税、災害安否等に活用されます。

（マイナンバー制度について）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/index.html>

■結婚をしたとき《婚姻届》

日本で結婚する場合、日本人配偶者は戸籍謄本を、外国人は下記の書類（提出書類が外国語の場合には、日本語の訳文も必要となります）を持って、居住地の市区町村役所に婚姻の届出をします。

自国の大使館又は領事館へ届出が必要な場合は、市区町村役所で婚姻届受理証明書をもって、届出をします。在留手続きや住民登録について変更がある場合

在日本生活時、需要办理各种行政手续（居民登记、出生登记、结婚登记、离婚登记、死亡登记、印鉴登记、国民健康保险、税金等）。这些主要是由所居住的市区町村役所受理。办理手续后，即可享受各种福利待遇等。

■居住地的（变更）申报

向居住地申报后，外籍居民与日本人同样将制作居民票。

・新晋来日人员

在出入境管理局拿到在留卡的人员（注）请于确定居住地后14日之内，携带在留卡到市区町村役所窗口申报现居住地。

（注）护照后标注有“在留卡日后发放”的人员请携带护照。

・搬迁的人员

中长期在日人员的居住地发生变更时，请于搬迁后14日之内，携带在留卡到迁入地市区町村役所窗口提交迁入申请。

■个人编号制度

拥有住民票的外国人（中长期在日人、特别永住者等）将和日本人一样，由市町村通知获得12位的个人编号。此个人编号将用于社会保障、税务以及灾害安全等领域。

（关于个人编号制度）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/chinese-hantaaji.html>

■结婚时“结婚登记”

在日本结婚时，日本人配偶者须持户口誊本，外国人须持下列证件等（提交的证件为外语时，需要有日语的翻译版本），到居住地的市区町村役所办理结婚登记。

需要到本国驻日本大使馆或领事馆登记时，应在市区町村役所领取婚姻登记受理证明书，再办理登记。在留手续与住民登记有变更时，也需要办理这些手续。

详情请至市区町村役所进行咨询。

は、それらの手続も必要となります。
詳しいことは、市区町村役所に問い合わせてください。

◇ 必要書類

① 婚姻届出書

(市区町村役所に置いてあります。)

② 婚姻要件具備証明書(結婚する相手が独身であり、 自国の法律で結婚できる条件を備えているということ を自国政府が証明した公的文書のことです。自国に 戸籍制度がある場合には戸籍謄本がこれに当たりま す。)

- 日本にある大使館又は領事館で発行してもらいます。
- 日本語以外の言葉で書かれている場合には、
翻訳者名を付けた日本語訳が必要です。

③ パスポート

必要書類については、市区町村役所に確認してくださ
い。

■ 離婚をしたとき《離婚届》

夫婦のどちらかは日本人の場合、夫婦ともに同意すれ
ば、離婚することができます。下記の書類を持って、
居住地の市区町村役所に離婚の届出をしてください。

夫婦双方が外国人の離婚については、居住条件によつて
届出することができない場合がありますので、詳しいことは
それぞれの大使館又は領事館と、居住地の市区町村役
所で確認してください。

◇ 必要書類

① 離婚届出書

② 日本人配偶者の戸籍謄本

③ 日本人配偶者の住民票

④ パスポート

必要書類については、市区町村役所に確認してくださ
い。

■ 妊娠したとき《母子健康手帳》

妊娠したとき、市区町村役所に届出をすると「母子健康
手帳」が交付されます。妊娠から生まれた子どもの予防
接種、健康診査などを記録します。(→P29) 詳しいこと
は、市区町村役所に問い合わせてください。

◇ 必需证件等

① 结婚登记书

(市区町村役所领取)

② 婚姻要件具備証明書(由本国政府证明结婚对象为独 身, 根据本国法律具备结婚条件的正式文书。本国有 户籍制度时相当于户籍誊本)

- 由驻日本大使馆或领事馆发行。
- 非日文时, 需要附有翻译者姓名的日文译文。

③ 护照

所需的相关资料请向市区町村役所进行确认。

■ 离婚时“离婚登记”

如夫妇一方是日本人时, 双方都同意离婚时, 须持下列
证件等向居住地的市区町村役所提出离婚登记。

夫妇双方都是外国人时, 有时不能按居住条件进行登
记, 具体请向各自国家驻日本大使馆或领事馆、居住地
的市区町村役所问询。

◇ 必需证件等

① 离婚登记书

② 日本人配偶者的户口誊本

③ 日本人配偶者居民票

④ 护照

所需的相关资料请向市区町村役所进行确认。

■ 怀孕时“母子健康手册”

怀孕时, 向市区町村政府申报后, 将发放“母子健康手
册”。记录怀孕至孩子出生的预防接种、健康检查等信
息。(→P29) 详情请至市区町村役所进行咨询。

■子どもが生まれたとき《出生届》

◇国籍

両親のどちらかが日本人で法的結婚をしている場合は、日本国籍が取れます。同時に、子どもが日本以外の国籍も取る場合は、22才までにどちらかの国籍を選びます。両親とも外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍を取ることができません。両親の国の法律に従って国籍を取ります。

◇出生の手続き

- ①子どもが生まれてから14日以内に出生地の市区町村役所の住民課に出生届を提出します。届出書は、市区町村役所にもありますが、通常、出産した病院で渡される出生証明書と一体になっています。
 - 母子健康手帳の出生届出済証明の記載、乳幼児の医療費の助成、児童手当、国民健康保険に加入している人は出産一時金の申請や子どもの加入の手続きなども市区町村役所で併せて行います。
- ②自国の在日大使館又は領事館に出生届を提出し、子どものパスポートを受け取ります。
- ③日本で出生し、60日以上在留する場合は、出生から30日以内に居住地を管轄する地方入国管理官署に在留資格の取得許可申請が必要です。(→P21 出生による在留資格の取得 参照)
 - *入国・在留資格について詳しいことは、地方入国管理官署(P20)、または下記「外国人在留総合インフォメーションセンター」へお問い合わせください。

■子どもを養育するとき《児童手当》

子どもを養育している人は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万円(3歳未満と第3子以降の小学生までは1万5千円＝平成24年4月以降)の子ども手当が受給できます。

受給するには、お住まいの市区町村への申請が必要です。詳しいことは、市区町村役所に問い合わせてください。

■亡くなったとき《死亡届》

死亡したときは、7日以内に医師又は検死官の死亡診断書を持って居住地の市区町村役所に届出をします。死亡届書は通常、死亡診断書・死体検案書と一体となります。また、自国の大使館又は領事館にも届出をします。亡くなった人の在留カードは出入国管理局へ返還します。

■孩子出生時“出生登记”

◇国籍

如果父母中有一方与日本人按照法定结婚时，可以取得日本国籍。同时，若孩子取得日本以外的国籍时，22岁之前需要选择一个国籍。

父母都是外国籍时，即使在日本出生也无法取得日本国籍。将按照父母所在国的法律取得国籍。

◇出生登记

- ①孩子出生后，须在14天以内向出生地的市区町村役所居民课办理出生登记，登记表可在市区町村役所领取，通常与分娩医院领取的出生证明书为一体。
 - 母子健康手册的出生登记完毕证明的记载、婴幼儿医疗费补助、儿童补贴、加入国民健康保险者的分娩育儿一次性补助费申请与孩子的加入手续等，均可在市区町村役所一并办理。
 - ②须向本国驻日大使馆或领事馆办理出生登记，领取孩子的护照。
 - ③出生在日本，并在留60天以上时，必须在出生后30天之内，前往管辖居住地的地方入国管理官署申请取得在留资格的许可。(参阅P21“出生后取得在留资格”)
- *关于入国・在留资格的详情，请咨询地方入国管理官署(P20)或下述“外国人在留综合信息中心”。

■养育孩子时“小孩补贴”

养育孩子的人可以领取每个小孩每月1万日元的小孩补贴，直至初中毕业为止(不到3岁和第3个小孩后直至小学生为止为1万5千日元＝2012年4月后)。要领取需向所在的市区町村申请。具体情况请向市区町村役所询问。

■死亡时“死亡登记”

死亡后7天以内，须持医生或验尸官的死亡诊断书向居住地的市区町村役所登记。死亡登记书通常与死亡诊断书、尸体鉴定书为一体。另外，还须向本国驻日本大使馆或领事馆提出登记。

死亡者的外在留卡应返还给入境管理局。

す。

■自動車、土地、家を買ったり、権利に係わる契約をするとき《印鑑登録》

日本では、サインと同じような意味で、自分の名前が刻印してある印鑑(“ハンコ”とも言われています)を使います。居住地の市区町村役所に申請し登録した印鑑を「実印」と言い、印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」が発行されます。

自動車の登録、不動産売買や商取引など権利に係わる契約をするときに、実印や印鑑登録証明書が必要となります。印鑑登録証明書は、市区町村役所で印鑑登録を受けていし、印鑑登録証明書交付申請書を記載して申請します。

■在留の手続き

日本に在留するときには、出入国管理局で手続きが必要です。

出入国管理局では、日本において活動できる範囲(「在留資格」といいます)と滞在できる期間(「在留期間」といいます)が記載された上陸許可証印をパスポートに押印します。

在留資格以外の活動をするときや、在留期間を過ぎて滞在するときも、出入国管理局で手続きします。これらの手続きをしないと、処罰されたり、強制退去させられることがあります。

入国・在留資格について詳しいことは、地方出入国管理局(P20)、または下記「外国人在留総合インフォメーションセンター」へお問い合わせください。

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

(平日8:30am-5:15pm)

東京 〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国管理局内

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112(IP,PHS,海外)

e-mail: info-tokyo@i-moj.go.jp

■购买汽车、土地、房屋、签署有关权利的同时“印鉴登记”

在日本，等同于签字之意，使用刻印自己姓名的印鉴(也称“印章”)。向居住地的市区町村役所申请、登记的印鉴称为“实印”，办理印鉴登记后，即可发行“印鉴登记证(卡片)”。

签署汽车登记、不动产买卖与商务交易等有关权利的合同时，需要实印与印鉴登记证明书。到市区町村役所，出示印鉴登记证，填写印鉴登记证明书交付申请书，即可申请领取印鉴登记证明书。

■在留手续

在日本在留时，需要到入国管理局办理手续。

在入国管理局，将记载可在日本从事活动的范围(称为“在留资格”)与可滞在期间(称为“在留期间”)的上陆许可证印盖在护照上。

从事在留资格以外活动时，已过在留期间仍逾期滞有时，均需到入国管理局办理手续。不办理这些手续，会受到处罚或被强制送还。

有关入国、在留资格等的具体情况，请向各地的法务省入国管理局问询。

关于入国・在留资格的详情，请咨询地方入国管理官署(P20)或下述“外国人在留综合信息中心”。

◇外国人在留综合信息中心

(平日上午8:30到下午5:15)

东京 邮编108-8255

東京都港区港南5-5-30

东京入国管理局内

TEL 0570-013904

TEL03-5796-7112(IP,PHS,海外)

e-mail: info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人総合相談支援センター

新宿 〒160-0021
 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1
 東京都健康センター「ハイジア」11階
 しんじゅく多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

英語、中国語 月～金（第2, 第4水曜日を除く）

ポルトガル語 木

スペイン語 月

ベンガル語 火

インドネシア語 火

ベトナム語 金

◇外国人総合相談支援中心

新宿 邮编 160-0021
 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1
 東京都健康中心“HYGEIA” 11层
 新宿多文化共生广场内

TEL03-3202-5535

英語、中文 星期一～星期五（第2、第4个星期三除外）

葡萄牙语 星期四

西班牙语 星期一

孟加拉语 星期二

印尼语 星期二

越南语 星期五

(1)在留資格の種類と在留期間

在留資格种类与在留期间

A 根据不同活动的在留资格

1 在各种在留资格的规定范围内可以进行就职活动的在留资格。

在留資格 在留資格	在留期間 在留期間
外交 外交	从事外交活动期间
公用 公務	5年、3年、1年、3个月、30日或15日
教授 教授	5年、3年、1年或3个月
芸術 藝術	5年、3年、1年或3个月
宗教 宗教	5年、3年、1年或3个月
報道 報道	5年、3年、1年或3个月
高度専門職 高技能专业职位	5年或无期限
経営・管理 投資、経営	5年、3年、1年、4个月、或3个月
法律・会計業務 法律、会計业务	5年、3年、1年或3个月
医療 医疗	5年、3年、1年或3个月
研究 研究	5年、3年、1年或3个月
教育 教育	5年、3年、1年或3个月
技術・人文知識・国際業務 技术、人文知识、国际业务	5年、3年、1年或3个月
企業内転勤 企业内调动	5年、3年、1年或3个月
介護 护理	5年、3年、1年或3个月
興業 演艺活动	5年、3年、1年、3个月或15日
技能 技能	5年、3年、1年或3个月
技能実習 技能实习	1年、6个月或法务大臣指定的未超过1年的时间范围内
特定技能 特定技能	1年、6个月或4个月更新一次，总计时间不超过5年

2 不能进行就职活动的在留资格。

<small>ざいりゅうしかく</small> 在留資格 在留资格	<small>ざいりゅうまかん</small> 在留期間 在留期间
<small>ぶんかかつどう</small> 文化活動 文化活动	3年、1年、6个月或3个月
<small>たんまたいざい</small> 短期滞在 短期在留	15天、30天或90天
<small>りゅうがく</small> 留学 留学	4年3个月、4年、3年3个月、3年、2年3个月、2年、1年3个月、1年、6个月或3个月
<small>けんしゅう</small> 研修 研修	1年、6个月或3个月
<small>かぞくたいざい</small> 家族滞在 家属在留	5年、4年3个月、4年、3年3个月、3年、2年3个月、2年、1年3个月、1年、6个月或3个月

3 赋予各别外国人的、根据许可内容决定能否进行就职活动的在留资格。

<small>ざいりゅうしかく</small> 在留資格 在留资格	<small>ざいりゅうまかん</small> 在留期間 在留期间
<small>たいていめいしゆん</small> 特定活動 特定活动	5年、3年、1年、6个月、3个月或法务大臣指定的未超过5年的时间范围内

B 根据身份或地位的在留资格。

<small>ざいりゅうしかく</small> 在留資格 在留资格	<small>ざいりゅうまかん</small> 在留期間 在留期间
<small>へいぞう</small> 永住者 永住者	无期限
<small>にほんじんのはいゆうしやうたう</small> 日本人の配偶者等 日本人的配偶等	5年、3年、1年或6个月
<small>えいぞうしやうたう</small> 永住者の配偶者等 永住者的配偶等	5年、3年、1年或6个月
<small>ていぞう</small> 定住者 定居者	5年、3年、1年、6个月或法务大臣指定的未超过5年的时间范围内

(2) 出入国在留管理局**・東京出入国在留管理局**

東京都港区港南5-5-30

電話: 03-5796-7111

行き方: JR品川駅東口から⑧番乗り場「品川埠頭循環」または「東京入国管理局折り返し」で「東京入国管理局前」下車

東京モノレール又ははりんかい線(埼京線乗り入れ)

「天王洲アイランド」徒歩15分

受付時間: 月～金＝午前9:00～午後4:00

・東京出入国在留管理局千葉出張所

千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティーセンター内

電話: 043-242-6597

行き方: JR総武線千葉駅で乗り換え、千葉都市モノレール「市役所前」徒歩2分、JR京葉線「千葉みなと」駅徒歩10分

受付時間: 月～金 午前9:00～午後4:00

(3) 在留期間の更新

在留期間を延長したい場合は、在留期間が満了する前に住居地を管轄する地方出入国管理局で更新の申請をします。6か月以上の在留期間を有する場合は、在留期間の満了するおおよそ3か月前から受け付けています。

【必要書類】

- ① 在留期間更新許可申請書
- ② 活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ③ パスポート又は在留資格証明書
- ④ 在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書

手数料: 4,000円(収入印紙で納付)

(4) 在留資格の変更

現在取得している在留資格の活動を中止して、別の在留資格に当てはまる活動を行うおとす場合、在留資格変更の手続きが必要です。

【必要書類】

- ① 在留資格変更許可申請書
- ② 活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ③ パスポート又は在留資格証明書
- ④ 在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書

(2) 入国管理局**◇ 東京入国管理局**

東京都港区港南5-5-30

電話: 03-5796-7111

前往方法: 从JR品川站东口到⑧号公共汽车站乘坐“品川埠头循环”线、或“东京入国管理局往返车”，在“东京入国管理局前”下车

乘坐东京单轨电车或临海线(埼京线过轨)在“天王洲岛站”下车后步行15分钟

受理时间 星期一～五 上午9:00到下午4:00

◇ 東京入国管理局千葉派出机构

千叶市中央区千叶港2-1

千叶中央共同体中心内

電話: 043-242-6597

前往方法: JR总武线千叶站换乘千叶城市单轨列车，从“市役所前”站步行2分钟，JR京叶线“千叶港口”站步行10分钟

受理时间 星期一～五 上午9:00到下午4:00

(3) 在留期間更新

希望延长在留期间时，请于在留期间到期前到居住地管辖的地方入国管理机构办理更新手续。在留期间在6个月以上时，于在留期间期满前约3个月开始接受申请。

(必需证件等)

- ① 在留期间更新许可申请书
- ② 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- ③ 护照或照或在留资格证明书
- ④ 在留卡或等同于在留卡的外国人登记证明书

手续费 4000 日元 (以印花税票缴纳)

(4) 在留資格変更

要停止现在在留资格的活动，从事其他在留资格活动时，必须办理在留资格变更的手续。

(必需证件等)

- ① 在留资格变更许可申请书
- ② 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- ③ 护照或在留资格证明书
- ④ 在留卡或等同于在留卡的外国人登记证明书

手续费 4000 日元 (以印花税票缴纳)

てすうりよう えん しゅうにゆういんし のうふ
手数料:4,000円(収入印紙で納付)

(5) 出生による在留資格の取得

にほん しゅうしやう にちいじょうざいりゆう ばあい しゅうしやう
日本で出生し60日以上在留する場合は、出生から30
にちない りやうしん きんしんしや じゅうきよち かんがつ ちほうしゅうつにゆうこく
日以内に両親か近親者が居住地を管轄する地方出入国
かんりきよく ざいりゆうしかく しゅうとくきよか しんせい
管理局に在留資格の取得許可の申請をします。
ざいりゆうしかく しゅうとくきよか しんせい まえ しゅちやうそんやくしよ
在留資格の取得許可の申請をする前に、市区町村役所
へ出生届を提出するとともに、自国の在日公館に
しゅうしやうとけ でいしゅつ じこく ざいにちこうかん
出生届を提出しパスポートの発給を受けることが必要に
なります。

【必要書類】

- ① 在留資格取得許可申請書
- ② 出生したことを証する書類

ていしゅつしりやう ほうむしやうれい さだ
※提出資料については、法務省令で定められている
しりやういがい でいしゅつ もと ばあい
資料以外にも提出を求められる場合がありますの
で、詳しくは、地方出入国管理局または
がいこくじんざいりゆうそうごう
外国人在留総合インフォメーションセンターにお
と
問い合わせください。

てすうりよう
手数料:なし

(6) 資格外活動許可

げんざいしゅうとく ざいりゆうしかくいがい かつどう しゅうにゆう ほうしゅう
現在取得している在留資格以外の活動で収入・報酬が
ある活動をする場合は、事前に許可が必要です。例えば
りゅうがくせい おこな ばあい
留学生在アルバイトを行う場合など。

【必要書類】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 資格外活動の内容を明らかにする書類③ パスポート又は
ざいりゆうしかくしやうめいしよ
在留資格証明書
- ④ 在留カード又は、在留カードとみなされる外国人登録
しやうめいしよ
証明書
てすうりよう
手数料:なし

(7) 再入国許可

きまいにゆうこくきよか
許可されている在留期間内に、一時的に日本を出国し
ふたたび にほん にゆうこく ばあい きまいにゆうこくきよか え
再び日本に入国する場合は、再入国許可を得ておくと、
あらた と ひつやう
改めてビザを取る必要はありません。
きまいにゆうこくきよか え しゅつこく いうこうきよかかんない にほん もと
再入国許可を得て出国し、その有効期間内に日本へ戻
れば外国人の新規登録の必要はありません。
きまいにゆうこくきよか いかいかざ ゆうこう なんかい しやう
再入国許可は、一回限り有効なものと、何回でも使用でき
る数次許可のものがあります。

【必要書類】

- ① 再入国許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード、在留カードとみなされる外国人登録

(5) 出生後取得在留資格

在日本出生后在留60天以上時、在出生30天以内必须由父母或近亲属到居住地管辖的地方入国管理机构办理在留资格取得许可的申请。

在留资格取得许可申请前，需要向市区町村役所办理出生登记，同时要向本国在日的使领馆办理出生登记，领取护照。

（必需证件等）

- ① 留资格取得许可申请书
- ② 证明出生的证件

※有关于提交证件，可能会被要求提交除法务省令规定的资料以外的证件。有关详情，请咨询各地区的入国管理官署或外国人在留资格综合信息中心。

手数料：无

(6) 资格外活动许可

在从事现在取得的在留资格以外的活动并有收入、报酬时，必须事前获得此许可，如留学生打工等。

（必需证件等）

- ① 资格外活动许可申请书
- ② 明确记载资格外活动内容的文件
- ③ 护照或在留资格证明书
- ④ 在留卡或等同于在留卡的外国人登记证明书

手数料：无

(7) 再入国许可

在许可的在留期间内临时从日本出国并准备再入国时，应取得再入国许可，即不必再申请签证。

获得再入国许可后出国、并在有效期内返回日本的外国人不需要重新登记。

再入国许可有一次有效及多次有效两种。

（必需证件等）

- ① 再入国许可申请书
- ② 护照
- ③ 在留卡、等同于在留卡的外国人登记证明书、特别永

しょうめいしょ とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょまた とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょ
証明書、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
てすうりょう かいけいぎ ゆうこう えん しゅうにゆういんし のうふ
手数料：1回限り有効3,000円（収入印紙で納付）、
すうじゆうこう えん しゅうにゆういんし のうふ
数次有効6,000円（収入印紙で納付）

●みなし再入国許可

ゆうこう なすぽーと およ ざいりゅう カードを所持する外国人の
有効なパスポート及び在留カードを所持する外国人の
が出国する際、出国後1年以内に日本国内での活動を
しゅつこく さい しゅつこく ねんいない にほんこくない かつどう
が出国する際、出国後1年以内に日本国内での活動を
継続するために再入国をする場合は、原則として通常の
さいにゆうこくきよか しゅつこく ふよう げんざく つうじょう
再入国許可の取得を不要とするものです。（出国する際
に、必ず在留カードを提示してください。）
に、必ず在留カードを提示してください。）
くわ ちほうしゅつにゆうこくかんりきょく がいこくじんざいりゅうそうごう
詳しくは、地方出入国管理局または外国人在留総合イン
フォメーションセンターにお問い合わせください。

(8)永住許可

えいじゆうきよか しんせい つうじょう ざいりゅうしかく へんこう しんちゆう
永住許可の申請は、通常の在留資格の変更よりも慎重
しんさ
に審査されます。

【必要条件】

- ①素行が善良であること
- ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
- ③その者の永住が日本国の利益に合致すると認められること

にほんじん えいじゆうしゃまた とくべつえいじゆうしゃ はいぐうしゃまた こ
（注）日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子
のばあい およ ぶつ できづつ
場合は、①及び②に適合することを要しません。

なんみん にんてい う もの ばあい てきごう
・難民の認定を受けている者の場合には②に適合する
ことを要しません。

ひつようしよるい しんせいになん ざいりゅうしかく
*必要書類につきましては、申請人の在留資格によって
異なりますので、入国管理局にお問い合わせください。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>
ml

てすうりょう えん しゅうにゆういんし のうふ
手数料：8,000円（収入印紙で納付）

■税金

にほん ず ひと こくせき にほん ほうりつ したが
日本に住む人は、国籍にかかわらず、日本の法律に従
って税金を納めなければなりません。税金は、主なものと
ぜいきん おさ ぜいきん おも
して、所得税（国に支払う）、住民税（県や市町村に支払
う）、消費税（買物やサービスに係る税）、自動車税
（自動車を所有している場合に支払う）があります。

◇相談窓口

①所得税と消費税：

ちより ぜいむしよまた とうきょうこくぜいきよくぜいむそうだんしつ
最寄の税務署又は東京国税局税務相談室

住者証明書或等同于特别永住者证明书的
外国人登记
外国人登记
证明书

手数料：1次有效为3000日元（以印花
税票缴纳），
多次有效为6000日元（以印花
税票缴纳）

●等同再入国許可

持有有效护照及在留卡的外国人要出国时，出国后
1年内为继续进行日本国内的活动而返回日本时，
原则上不需要获得通常的再入国许可。（出国时请
务必出示在留卡。）

详情请咨询入国管理局或外国人在留综合信息中心。

(8)永住许可

永住许可的申请，需要通过比通常在留资格变更更为
慎重的审查。

（必要条件）

- ①品行端正。
- ②持有足够维持独立生活的资产或技能。
- ③其永住被认为符合日本国的利益。

（注）日本人、永住者或特别永住者的配偶或子女时，
则不需要①、②的条件。

・获得难民认定的人不需要适用②的条件。

*关于必要的资料，根据申请人的在留资格不同存在差
别，请向入国管理局咨询。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>

手数料8000日元（以印花
税票缴纳）

■税金

住在日本的人不分国籍都必须根据日本法律缴纳税金。
主要的税金有向国家缴纳的所得税、向县与市町村缴纳
的居民税、针对商品和服务缴纳的消費税、如有
汽车还应缴纳汽车税。

◇咨询窗口

- ①所得税与消费税：最近的税务署或东京国税局税务
咨询室

英語での相談:03-3821-9070

月～金（祝日を除く）

午前9:00～午前12:00

午後1:00～午後5:00

国税庁のホームページ(英語)

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

- ②住民税と軽自動車税:居住地の市区町村役所
③自動車税:千葉県自動車税事務所 千葉市中央区
問屋町1-11 電話043-243-2721

英語咨询:03-3821-9070

星期一～星期五（节假日除外）

上午 9:00～12:00

下午 1:00～5:00

国税庁主页（英文）

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

- ②居民税与轻型汽车税:居住地的市区町村役所
③汽车税:千叶县汽车税事務所 千叶市中央区問屋
町 1-11 电话 043-243-2721

(1)所得税

1月1日から12月31日までの間に得た所得に対して国が課す税金です。

◇収入が給与のみの場合（給与所得者）:通常、雇用主が手続きします。

①毎月の給与や賞与から源泉徴収（給与天引き）されます。

②年末調整で所得税が精算されます。

*年末に、保険料や扶養家族の異動等による給与所得を精算し、「源泉徴収票」が翌年1月末までに雇用主から交付されます。源泉徴収票は、税金を納めたことを証明する書類で、在留資格の更新等で必要になりますので大切に保管してください。

◇給与以外の収入がある場合（自営業や勤務先で源泉徴収されていない場合、2か所以上から収入がある場合など）:自分で税務署に確定申告をします。

①毎年3月15日までに、前年の1月から12月までのすべての収入や経費などを税務署に申告し、所得税を納めます。

◇所得税の還付

次の場合に確定申告をすると、所得税の還付を受けることができます。その際には、医療費の領収書などの証拠書類が必要です。

①前年中に支払った医療費から健康保険や生命保険で補てんされた金額を差し引いた金額が、100,000円又は所得金額の5%のいずれか低い額を超える場合

②自然災害や盗難による被害を受けた場合

③ローンによる住宅を購入した場合

◇課税範囲や税率は、住所の有無や日本での

居住期間によって非永住者以外の居住者・

非永住者・非居住者に区分され、それぞれ異なります。

(1)所得税 (Shotoku-zei)

所得税是国家针对从1月1日至12月31日期间个人的所得所征收的税金。

◇收入仅有工资时(工资所得者):通常由雇主办理手续。

①从每月的工资与奖金进行源泉征收(从工资先行扣除)。

②通过年底调整就所得税进行精算。

* 年底,就保险费与抚养家属变动等进行工资所得的精算,翌年1月底前雇主将“源泉征收票”向本人交付。源泉征收票是缴纳税金的证明文件,在办理在留资格更新等时需要提出,请妥善保管。

◇有工资以外收入时(自营业与工作单位不进行源泉征收时、从两个以上单位领取收入时等):自己向税务署进行确定申告。

①每年3月15日以前,就前一年1月至12月的全部收入与经费等向税务署进行申告,缴纳所得税。

◇所得税的还付

在下列情况时进行确定申告后,可以接受所得税的还付。届时,需要医疗费收据等证据文件资料。

①前一年中支付的医疗费减去健康保险与生命保险负担金额后的金额,超过100,000日元或所得金额的5%两者中较低额时

②因自然灾害与被盗受害时

③贷款购入住宅

◇征税范围与税率按有无地址与在日本居住期间区分为永住者、非永住者、非居住者,各有不同。

区分 区分		所得税の課税範囲 所得税の征稅范围
居住者 居住者	永住者 永住者	全ての所得 全部所得
	非永住者 非永住者	国内の所得(国内源泉所得)の全てと国外の所得(国外源泉所得)のうち国内で支払われたもの及び国内に送金されたもの 国内所得(国内源泉所得)、国外所得(国外源泉所得)中国内被支付所得、国外被汇款所得
非居住者 非居住者	在留期間が1年未満の個人 滞在不满1年者	国内において行う勤務等に起因するもの(国内源泉所得) 国内所得(国内源泉所得)

(2)住民税

1月1日現在住んでいる各市町村役所が市町村民税と県民税と一緒に徴収します。税務署に提出されている確定申告書などに基づき、前年中の所得を基準に計算した金額と定額で負担する金額の合計が徴収されます。給与所得者は、この税金を6月から翌年の5月までの毎月の給与から直接差し引かれます。自営業者は、6月に各市町村役所から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4回に分けて納付します(時期は市町村により異なることがあります)。

◇外国税額控除について

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

◇租税条約による特例について

日本は、二重課税を避けるため各国と租税条約を締結しています。条約締結国の国籍を有し、かつ非居住者に該当する人で、租税条約上、大学生等の「学生」や国内の滞在期間が「短期」であるなど一定の要件に該当する場合、「租税条約に関する届出書」を税務署及び市町村役所に提出することにより所得税や住民税の特例の適用が受けられる場合があります。

(3)消費税

事業を行っている人から購入した物品とサービスの提供に対して10%の税金がかかります。

(4)自動車税・軽自動車税

自動車税は、毎年4月1日に自動車を所有している場合

(2)住民税 (Jumin-zei)

由1月1日现居住地的各市町村役所就市町村民税和县民税一并征收。根据向税务署提出的确定申告书等，以前一年中的所得为基础计算的部分金额与定额负担的部分金额合计构成征收金额。

工资所得者の税金从6月至翌年5月为止の毎月工资中直接扣除。

自営業者按照市区町村役所6月寄来的纳税通知书，在6月、8月、10月、1月分四次缴纳(各市町村时间有所不同)。

◇ 外国税額控除

在外国的所得，已就相当于该国所得税与居民税的税金进行征收时，应按一定的方法就计算金额予以扣除。

◇ 税收协定的特例

为了避免双重征税，日本与各国缔结了税收协定。拥有条约缔结国国籍、并属于非居住者时，符合税收协定中大学生等的“学生”与国内滞在期间“短期”等一定要件时，向税务署及市町村役所提出“税收协定的登记书”，有时可适用所得税与居民税的特例。

(3)消費税 (Shohi-zei)

对从事事业者提供的商品与服务均应缴纳10%的税金。

(4)汽车税、轻型汽车税

(Jidosya-zei · Kei-Jidosya-zei)

にかかる税金です。陸運事務所に登録された居住地に、都道府県から毎年5月に納税通知書が送付されるので、その通知書を使用して納付します。廃車したときは、速やかに陸運事務所で手続きを行わないと課税されますので、注意してください。詳しくは、自動車税事務所に問い合わせてください。

軽自動車税は、毎年4月1日にバイク(原動機付自動車)及び軽自動車(大型・中型バイクを含む)を所有している場合にかかる税金です。居住地の市町村から納税通知書が送付されるので、その通知書を使用して納付します。詳しくは、居住地の市区町村役所に問い合わせてください。

毎年5月、都道府県会向陸運事務所登記の住址寄送納税通知書、請利用該通知書进行繳納。廢車時、应尽快到陸運事務所辦理手續。否則还被徵稅，請予以注意。具体請向汽車稅事務所問詢。

毎年4月1日拥有摩托车(附原动机自行车)及轻型汽车(包括大型、中型摩托车)时，应繳納轻型汽車稅。居住地的市町村會寄送納稅通知書，請利用該通知書进行繳納。具体請向居住地的市区町村役所問詢。